

岩手県告示第97号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

平成31年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人きたかみ市民活動基金
- 2 代表者の氏名 八重樫敏
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県北上市大通り一丁目3番1号
- 4 認定の有効期間 平成31年3月5日から平成36年3月4日まで